

野田商工会議所ホームページバナー広告掲載要項

野田商工会議所ホームページ内において、事業所PRや自社ホームページのアクセス向上、企業間取引の際のイメージアップ、集客力向上などの一助となるようバナー広告を募集します。

1. 掲載箇所

野田商工会議所ホームページのトップページ下段

2. バナー広告の枠及び規格

・募集枠：10枠

(申し込みの状況、掲載スペースの状況により変更の場合あり)

・1枠サイズ：横160ピクセル × 縦48ピクセル〔原則〕

・画像データ：jpeg、gif、png形式（原則として動画等は禁止）

・データ容量：5キロバイト以内〔原則〕

3. 掲載期間

6ヶ月又は1年（毎年4月から9月、翌年3月を基準とする）

ただし、イベント等による掲載については、1ヶ月単位も可。（応相談）

4. 広告掲載料（税込み）

6ヶ月：9,900円 1年：19,800円

（年度途中からの契約の場合、月割計算とします。）

*バナー広告作成料：5,500円

5. 掲載基準

次のいずれかに該当する場合は、バナー広告は掲載できません。

- (1) 関係法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの。
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの。
- (4) 個人の宣伝や社会問題についての主張主義。
- (5) 暴力団その他反社会的団体等が関与するもの又は関与が疑われるもの。
- (6) 当所ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうもの又はその恐れのあるもの。
- (7) バナー広告のリンク先サイトが上記(1)～(6)に該当する場合も同様とする。
- (8) その他、掲載する広告として不相当であると当所が判断するもの。

6. 申込方法、審査結果及び掲載料

- (1) 掲載希望月の10日前までに、「ホームページバナー広告申込書」に必要事項を記入し、郵送又はEメール等にてお申し込み下さい。
また、使用バナーはEメールにてお送り下さい。
- (2) 申込書提出後、バナー広告及びリンク先について、5. 掲載基準に照らし審査し掲載可否について回答します。
- (3) 使用バナーを作成希望の場合は、事前にご相談ください。
(完成まで時間を要する場合があります。)
- (4) バナー広告掲載開始後、請求書を発給いたします。指定期日までに指定口座にお振り込みいただきます。
なお、広告掲載料は当所の都合により広告の掲載が出来なくなった場合を除いて、途中解約の場合においても返還できません。

7. バナー広告掲載事業所の責務

バナー広告掲載事業所は、広告の内容に関し生じた問題について全責任を負うものとします。

8. 広告掲載の取り消し

当所は、次のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消す場合があります。

- (1) 広告掲載事業所のホームページ（バナーリンク先）が事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (2) 広告掲載事業所のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、5. 掲載基準の規定に反する状態になっていると判断したとき。
- (3) その他、広告を掲載することが不相当であると当所が判断したとき。

9. その他

その他、要項に定めのないものについては、野田商工会議所と広告掲載事業主が協議の上、決定するものとします。

平成30年10月1日制定

野田商工会議所

〒278-0035野田市中野台168-1

電話04-7122-3585 FAX04-7122-7185

E-Mail: info@nodacci.or.jp